

# 香川県報



号 外

平成 16 年

12月21日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●香川県国民保護協議会条例	（危機管理課）	四
●香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部条例	（ 〃 ）	五
●香川県放置自動車の処理に関する条例	（廃棄物対策課）	六
●香川県個人情報保護条例	（県民参画課）	九
●香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（政 策 課）	二七
●香川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例	（青少年・男女共同参画課）	二八
●浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び香川県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例	（廃棄物対策課、生活衛生課）	二九
●香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例	（業務感染症対策課、建築課）	
●香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	（障害福祉課）	三〇
●香川県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例	（農業経営課）	
●香川県土木事務所条例の一部を改正する条例	（土木監理課）	三一
●香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	
●労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（地方労働委員会）	三一
●香川県健康増進センター条例を廃止する条例	（健康福祉総務課）	三二
●香川県議会委員会条例の一部を改正する条例		
●香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例		

## 本号で公布された条例のあらまし

香川県国民保護協議会条例（平成十六年香川県条例第五十四号）

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定により、県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、又は重要事項に関し意見を述べるために、国民保護協議会を置くこととされ、当該協議会に関し必要な事項は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部条例（平成十六年香川県条例第五十五号）

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定により、内閣総理大臣からの設置指定通知を受けて設置する国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる国民保護対策本部及び緊急対処保護措置の総合的な推進に係る事務をつかさどる緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は条例で定めることとされたため、この条例を制定することとした。

2 公布の日から施行することとした。

香川県放置自動車の処理に関する条例（平成十六年香川県条例第五十六号）

1 使用済自動車の再資源化等に関する法律により、平成十七年一月一日から自動車の購入時にいわゆる自動車リサイクル料金を支払うことが義務付けられ、既に購入している自動車については、車検時又は廃車時に当該料金を支払うこととされているため、車検の有効期間の最長である三年が経過するまでの間は、その支払いを免れるために不法投棄される自動車の増加が懸念されること、また、従来から、道路脇、河川敷等に自動車が放置されたときは、

その処理に苦慮していることから、放置自動車の処理について必要な事項を定め、放置自動車を適正かつ円滑に処理するため、この条例を制定することとした。

2 平成十七年二月一日から施行することとした。

香川県個人情報保護条例(平成十六年香川県条例第五十七号)

1 高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している中で、個人情報の不適正な取扱いによるその流出や漏えいが相次ぎ、結果として個人の権利利益を侵害するといった事例が官民を通じて多発している。

このような状況を踏まえて個人情報保護関連五法が制定されたことを受け、各法との整合を図るとともに、各都道府県の条例に特有の収集の制限をはじめとした実施機関の保有する個人情報の適正な取扱いを更に進めるため、自己を本人とする保有個人情報に対する利用停止請求権を設けること、実施機関の職員等に対する罰則を設けること等により、個人の権利利益を保護するための制度を一層充実することが必要である。

このため、香川県個人情報保護条例の全部を改正することとした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第五十八号)

1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務及び対象となる市町を追加するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

香川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第五十九号)

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により配偶者からの暴力による被害者の定義が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び香川県ふくぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第六十号)

1 大正十一年に制定された破産法が廃止され、新たに平成十六年に制定された破産法において破産手続の定義が定められたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年一月一日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第六十一号)

1 薬事法の一部改正により新たな事務が創設されたことに伴う手数料の額の設定並びに建築士法の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の額について、国及び他県との均衡を図るため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十七年一月一日から施行することとした。

香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第六十二号)

1 障害者基本法の一部改正に伴い、この条例の趣旨規定中の同法からの引用条項を改めることとした。

2 一部の規定は公布の日から、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

香川県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例(平成十六年香川

県条例第六十三号)

- 1 中讃地区における出先機関の再編整備に伴い、中讃農業改良普及センターが坂出市から普通寺市に移転するため、その位置の規定を改めることとした。
- 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県土木事務所条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第六十四号)

- 1 丸亀市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町を廃し、その区域をもって新たに丸亀市を設置すること等に伴い、中讃地区における土木事務所の再編整備として香川県坂出土木事務所及び香川県普通寺土木事務所を廃し、新たに香川県中讃土木事務所を坂出市に設置するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 丸亀市の設置に伴う規定は平成十七年三月二十二日から、香川県中讃土木事務所の設置に係る規定は同年四月一日から施行することとした。

香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第六十五号)

- 1 旧日本育英会高校奨学金が県に移管されることに伴い、香川県高等学校等奨学金の貸付けの対象を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成十六年香川県条例第六十六号)

- 1 労働組合法の一部改正により地方労働委員会の名称が労働委員会に改められたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十七年一月一日から施行することとした。

香川県健康増進センター条例を廃止する条例(平成十六年香川県条例第六十七号)

- 1 香川県健康増進センターについては、県内に健康診断を実施する機関が多数存在し本施設の利用者数が大幅に減少していること及び施設の老朽化が著しく改修に相当な経費が必要なことから、廃止することとしたので、併せてこの条例を廃止することとした。
- 2 平成十七年四月一日から施行することとした。

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第六十八号)

- 1 労働組合法の一部改正により地方労働委員会の名称が労働委員会に改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十七年一月一日から施行することとした。

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第六十九号)

- 1 丸亀市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町を廃し、その区域をもって新たに丸亀市を設置することに伴い、香川県議会の議員の丸亀市選挙区及び綾歌郡選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十七年三月二十二日から施行することとした。

香川県国民保護協議会条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十四号

香川県国民保護協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第三十八条第八項の規定に基づき、香川県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第二条 協議会の委員の定数は、二十五人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に、幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

条 例

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十三年香川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表香川県防災会議の項の次に次のように加える。

香川県国民保護協議会		委員	日額	九千円
		専門委員	日額	九千円
		幹事	日額	九千円
八級	委員			
八級	専門委員			
八級	幹事			

香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第五十五号

香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第一条 香川県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、香川県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 香川県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 香川県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部長のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させるときは、その者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第二十八条第七項の規定により防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、その職員に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部長は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部長がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。



及びその所在、状態その他の事項について調査をさせることができる。

一 県が所有し、又は管理する土地に放置自動車があるとき。  
二 特に良好な景観の維持を図るべき地域として規則で定めるものに放置自動車がある場合であつて、その放置されている場所の土地を所有し、又は管理する者から当該放置自動車の処理の要請があつたとき。

2 前項の規定により調査をする職員は、放置自動車の車外からの調査では当該放置自動車の所有者等又はその所在が判明しないときに限り、同項の調査に必要な範囲内で当該放置自動車の車内に立ち入ることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、これを解除することができる。

3 第一項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (移動及び保管)

第六条 知事は、前条第一項各号に掲げる場合において、放置自動車により生活環境の保全上著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等及びその放置されていた場所を管轄する警察署長に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等の不明その他の理由により当該所有者等に通知することができないときは、当該所有者等への通知に代えて、通知すべき内容を公示しなければならない。

#### (催告及び命令)

第七条 知事は、第五条第一項各号に掲げる場合は、放置自動車の所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車の撤去その他必要な措置をとるべきことを催告することができる。

2 知事は、前項の規定による催告を受けた者がその催告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その催告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (廃物認定)

第八条 知事は、第五条第一項に規定する調査の結果、放置自動車の所有者等又はその所在が判明しない場合において、同項の規定によりその職員に警告書をはり付けさせた日(その職員に警告書をはり付けさせることなく、第六条第一項の規定により当該放置自動車を移動し、及び保管した場合)にあつては、同条第二項ただし書の規定による公示をした日(の翌日から起算して十四日を経過し、かつ、当該放置自動車に次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該放置自動車が廃物(その本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められる物をいう。)である旨の認定(以下「廃物認定」という。)をすることができる。

一 道路運送車両法第十一条第一項の規定により自動車登録番号を取り付けなければならないこととされている自動車にあつては、当該自動車登録番号(同法第九条に規定する自動車登録番号をいう。以下同じ。)の識別ができないこと。  
二 道路運送車両法第七十三条第一項(同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により車両番号を表示しなければならないこととされている自動車にあつては、当該車

両番号標がないこと又はこれに記載された車両番号(同法第六十条第一項又は第九十七条の三第

一項に規定する車両番号をいう。以下同じ。)の識別ができないこと。

三 自動車は、走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は滅失していること。

2 知事は、廃物認定をするに当たり必要があると認めるときは、第十一条第一項に規定する委員会

の意見を聴くことができる。

3 知事は、廃物認定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示しなければならない

い。

一 放置自動車の種別、車名、型式、塗色及び車台番号(車台の型式についての表示を含む。)の

うち判明しているもの

二 放置されている場所(第六条第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合にお

いては、放置されていた場所)

三 第五条第一項の規定によりその職員に警告書をはり付けさせた場合においては、その日

四 第六条第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合においては、同条第一項た

だし書の規定による公示をした日

五 この項の規定による公示の日の翌日から起算して十四日を経過した日以後に当該放置自動車に

ついて廃物認定をし、これを処分する旨

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(処分)

第九条 知事は、前条第一項の規定により当該放置自動車について廃物認定をしたときは、当該放置

自動車を処分することができる。

2 知事は、前条第一項に規定する場合において、放置自動車が同項各号に掲げる基準に適合すると

認めることが困難なため廃物認定をすることができないときは、次に掲げる事項を公示し、その公

示の日の翌日から起算して六月を経過してもなお当該放置自動車が撤去されないとき(第六条

第一項の規定により当該放置自動車を移動し、及び保管した場合においては、当該放置自動車引

き取られていないとき)は、当該放置自動車を処分することができる。

一 前条第三項各号(第五号を除く。)に掲げる事項

二 放置自動車の自動車登録番号又は車両番号が判明している場合においては、当該自動車登録番

号又は車両番号

三 この項の規定による公示の日の翌日から起算して六月を経過した日以後に当該放置自動車を処

分する旨

(費用の請求)

第十条 知事は、第六条第一項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したとき又は前条の規定

により放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該移動及び保管又は処

分に要した費用を請求することができる。

(委員会)

第十一条 知事の諮問に応じ、廃物認定、廃物認定、第十三条第一項の技術的な助言その他放置自動車の処理に

関する専門の事項を調査審議するため、香川県放置自動車廃物認定委員会(以下「委員会」という。)

を置く。



香川県条例第五十七号

香川県個人情報保護条例

香川県個人情報保護条例（平成十一年香川県条例第一号）の全部を改正する。

平成十六年十二月二十一日

香川県個人情報保護条例をここに公布する。

香川県知事 真鍋武紀

香川県設置自動車陸物認定委員	委員	員	日額	九千円	委員	八級
----------------	----	---	----	-----	----	----

別表第一号の表直島町風評被害審査会の項の次に次のように加える。

三号)の一部を次のように改正する。

- 2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十三年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。
- 1 この条例は、平成十七年二月一日から施行する。

(施行期日)

附則

条の罰金刑を科する。

業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第十五条 第七条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

2 前項の技術的な助言をするに当たっては、知事は、委員会の意見を聴くことができる。 施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置をとるものとする。

第十三条 県は、市町から要請があつたときは、当該市町が行う放置自動車の処理に関する施策の実施を支援するものとする。

(市町の施策への支援)

長に対し、協力を求めることができる。

条から第九条までに規定する放置自動車の処理を行うため必要があると認めるときは、当該市町の放置自動車のある場所をその区域に含む市町の長に通知するものとする。この場合において、第五

第十二条 知事は、第五条第一項第二号に規定する要請を受けたときは、その旨を、当該要請に係る

(市町への通知及び協力要請)

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

5 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、専門的知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員会は、委員八人以内で組織する。

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い(第六条―第十二条)

第二節 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧(第十三条)

第三節 保有個人情報の開示(第十四条―第二十七条)

第四節 保有個人情報の訂正(第二十八条―第三十五条)

第五節 保有個人情報の利用停止(第三十六条―第四十一条)

第六節 不服申立て(第四十二条・第四十三条)

第七節 情報の提供等(第四十四条)

第八節 苦情処理(第四十五条)

第九節 他の制度との調整(第四十六条)

第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第四十七条―第五十五条)

第四章 香川県個人情報保護審議会(第五十六条―第五十九条)

第五章 雑則(第六十条―第六十二条)

第六章 罰則(第六十三条―第六十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定め、実施機関が保有す

る保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにするとともに、事業者が取り扱

う個人情報の保護について定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を

保護することを目的とする。

(定義)

第一条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名

生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合すること

ができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委

員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

3 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二

項に規定する一般職に属する職員及び同条第三項に規定する特別職に属する職員をいう。

4 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国、地方公共団体、独立行政法人等(独

立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項

に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平

成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。

以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情

報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているも

のをいう。ただし、行政文書(香川県情報公開条例(平成十二年香川県条例第五十四号)第二条第

一項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

2 県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人のうち実施機関が定める法人は、前項の措置を講ずるに当たっては、この条例の規定に基づく県の施策に留意しなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自らの個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1 本人の同意があるとき。

2 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

3 個人情報が出版、報道等により公にされているとき。

4 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

5 次条第一項の規定により他の実施機関から保有個人情報の提供を受けるとき。

6 前各号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報を本人以外の者から収集することにつき相当の理由がある場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、本人から個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で特定した利用の目的（以下「利用目的」という。）を明示しなければならない。

1 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

2 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 収集の状況からみて利用目的が明らかであるときと認められるとき。  
実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（以下「特定個人情報」と総称する。）を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。  
一 法令等に定めがあるとき。  
二 前号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、その個人情報取扱事務の目的を達成するために特定個人情報が必要であつて、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第七条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 一人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

三 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

五 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

六 保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、保有個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求等)

第八条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合には必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置（個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。）を講ずることとを求めなければならない。

2 実施機関は、その使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して

保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときは、その方法により保有個人情報を提供することにき相当の理由があり、かつ、安全確保の措置が講じられていなければならない。

### (適正管理)

第九条 実施機関は、その個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新な状態に保つよう努めるとともに、安全確保の措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報を実確かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史資料として保存されるものについては、この限りでない。

### (職員の義務)

第十条 実施機関の職員又は職員であった者(以下「実施機関の職員等」という。)は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### (委託に伴う措置等)

第十一条 実施機関は、その個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託しようとするときは、その委託に係る契約において、その委託を受けた者(以下「受託者」という。)が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 受託者は、その委託を受けた前項に規定する事務を行おうとするときは、あらかじめ、同項に規定する安全確保の措置を講じなければならない。

3 受託者が委託を受けた第一項に規定する事務に従事している者又は従事していた者(以下「受託事務従事者等」という。)は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### (指定管理者に関する措置等)

第十二条 実施機関は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項に規定する公の施設の管理の業務であつて、その個人情報取扱事務の全部又は一部を含むものを同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせようとするときは、その指定に係る協定等において、当該指定管理者が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 前項に規定する業務を行う指定管理者は、当該業務を行おうとするときは、あらかじめ、同項に規定する安全確保の措置を講じなければならない。

3 指定管理者が行う第一項に規定する業務に従事している者又は従事していた者(以下「指定管理業務従事者等」という。)は、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 第二節 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧

第十三条 実施機関は、その個人情報取扱事務であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができる行政文書を利用するものについて、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

1 個人情報取扱事務の名称

二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

三 個人情報取扱事務の目的及び根拠

四 個人情報の記録項目

五 個人情報の対象者の範囲

六 登録年月日

七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 前二項の規定は、実施機関の職員等に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

4 実施機関は、第二項の規定による登録に係る登録を抹消しなければならない。  
録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

第三節 保有個人情報の開示

(開示請求権)

第十四条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 死亡した者を本人とする保有個人情報については、その死亡の当時における次に掲げる者（以下「遺族」という。）に限り、実施機関に対し、当該保有個人情報の開示請求をすることができる。

1 当該死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び二親等内の血族

2 当該死亡した者の三親等内の親族（前号に掲げる者がいない場合に限る。）

(開示請求の手続)

第十五条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

1 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

2 開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人

人情報を特定するに足りる事項

3 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際に、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人若しくはその代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

い。

(保有個人情報の開示義務)

第十六条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、

当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 遺族以外の開示請求者（第十四条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする

場合にあっては、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

一 開示請求者（第十四条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては当該本人を、同条第三項の規定により遺族が開示請求をする場合にあっては当該個人に

係る死亡した者をいう。次号、次条第二項及び第二十四条第一項において同じ。）以外の個人に

関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、

当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護

するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、

健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

一 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害

するおそれがあるもの

ロ 県の機関の要請を受けて、法人等又は個人から、開示しないとの条件で任意に提供された情

報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当

該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるも

の

四 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の内部又

は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見

の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせ

るおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事

務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は

事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

一 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把

握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にす

るおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、県以外の地方公共団体、独立行政法人等又

は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法

人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

六 個人の評価、診断、選考、相談等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事

務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

七 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全

と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

八 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、本人若しくはその代理人又は遺族に開示することができない情報

(一部開示)

第十七条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十八条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第十六条第八号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとき、不開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存在に関する情報)

第十九条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第二十条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十一条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が提出された日から起算して十五日以内にならなければならない。ただし、第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求書が提出された日から起算して六十日以内に限り延長することができる。

この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十二条 開示請求に係る保有個人情報若しくは大量であるため、開示請求書が提出された日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報



報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第二十三条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報その他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第二十条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十四条 開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の個人又は法人等（第六十四条を除き、以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

1 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十六条第二号ただし書又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

2 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に第十八条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十五条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならぬ。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報 が、文書、図画若しくは写真又はこれらを撮影したフイクロフィルム(以下「文書等」という。)に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報 が記録されている文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 実施機関は、前項の規定に基づき電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならぬ。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定により開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第二十六条 前条第二項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第二十七条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求は、第十五条第一項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。この場合において、同条第二項の規定は、当該開示請求をしようとする者について準用する。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求があつたときは、直ちに、当該開示請求をした者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならぬ。この場合において、当該保有個人情報の開示は、実施機関が定める方法により行うものとする。

第四節 保有個人情報の訂正

(訂正請求権)

第二十八条 何人も、第二十五条第一項又は前条第二項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、死亡した者を本人とする保有個人情報の訂正請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による自己を本人とする保有個人情報の訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第二十九条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

二 訂正請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第十五条第二項の規定は訂正請求をしようとする者について、同条第三項の規定は訂正請求書の提出を受けた実施機関について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第三十条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十一条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十二条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求書が提出された日から起算して三十日以内に行われなければならない。ただし、第二十九条第三項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求書が提出された日から起算して六十日以内に限り延長することができる。

この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十三条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

1 この条の規定を適用する旨及びその理由

1 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第三十四条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報に関する第二十三条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第三十一条第一項の決定(以下「訂正決定」とい

う。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければなら  
ない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十五条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要が  
あると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する  
ものとする。

第五節 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第三十六条 何人も、第二十五条第一項又は第二十七条第二項の規定により開示を受けた自己又は死  
亡した者を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有  
個人情報保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、死  
亡した者を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)  
の請求は、当該保有個人情報の開示を受けた遺族に限り、これを行うことができる。

一 第六条(第三項を除く。)の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第七条の規定に  
違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第七条又は第八条第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停  
止

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による自己を本人とする保有個人情報の利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手続)

第三十七条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請  
求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

二 利用停止請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第十五条第二項の規定は利用停止請求をしようとする者について、同条第三項の規定は利用停止  
請求書の提出を受けた実施機関について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第三十八条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認  
めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該  
利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の  
利用停止をすることにより、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取  
扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第三十九条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定  
をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通  
知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求書が提出された日から起算して三十日以内にならなければならない。ただし、第三十七条第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求書が提出された日から起算して六十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十一条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要するときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

1 この条の規定を適用する旨及びその理由

1 利用停止決定等をする期限

第六節 不服申立て

(審議会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は除き、遅滞なく、香川県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

1 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

1 裁決又は決定で、不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。

2 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をするときとするとき。

3 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第四十三条 第二十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- 第七節 情報の提供等
- 第四十四条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行うようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
- 第八節 苦情処理
- 第四十五条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するものとする。
- 2 実施機関は、前項に規定する苦情の処理を行うため必要があると認めるときは、香川県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。
- 第九節 他の制度との調整
- 第四十六条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第二十五条第二項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第二十五条第二項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 第二章第四節の規定は、他の法令等の規定により、訂正請求を行うことができる保有個人情報については、適用しない。
- 4 第二章第五節の規定は、他の法令等の規定により、利用停止請求を行うことができる保有個人情報については、適用しない。
- 5 他の法令等の規定により、自己又は死亡した者を本人とする保有個人情報の開示を受けた場合であつて、当該法令等に当該保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求に係る定めがないときにおける第二十八条第一項又は第三十六条第一項の規定の適用については、当該保有個人情報、第二十五条第一項又は第二十七条第二項の規定により開示を受けたものとみなす。
- 第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護
- (個人情報取扱指針の作成及び公表)
- 第四十七条 知事は、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いて、特定事業者(事業者のうち個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第三項第五号に掲げる者をいう。以下「個人情報保護指針」以下「個人情報取扱指針」という。)を作成し、公表するものとする。
- 2 個人情報取扱指針に定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 個人情報の利用の特定及び個人情報の利用の目的による制限に関する事項

二 個人情報 の適正な取得に関する事項

三 個人情報 の利用及び提供に関する事項

四 個人情報 の適正な管理に関する事項

五 個人情報 の開示、訂正及び利用停止に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、個人情報 の適正な取扱いを確保するために必要な事項

(特定事業者の義務)

第四十八条 特定事業者は、個人情報 を適正に取り扱わなければならない

い。

(助言又は指導)

第四十九条 知事は、特定事業者に対し、個人情報 取扱指針に即して、個人情報 の適正な取扱いを確保するために必要な助言又は指導を行うものとする。

(説明又は資料の提出の要求)

第五十条 知事は、特定事業者が個人情報 を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該個人情報 の取扱いに関する事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第五十一条 知事は、特定事業者が個人情報 を著しく不適正に取り扱っているとき、香川県個人情報保護審議会の見解を聴いて、当該特定事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第五十二条 知事は、特定事業者が第五十条の規定による求めに正当な理由なく応じなかつたとき、又は前条の規定による勧告に従わなかつたときは、香川県個人情報保護審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、当該特定事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報道機関等に対する適用除外)

第五十三条 特定事業者のうち個人情報 の保護に関する法律第五十条第一項各号に掲げる者については、その個人情報 を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四十八条から前条までの規定は、適用しない。

(苦情の処理のあっせん等)

第五十四条 知事は、個人情報 の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、当該苦情の処理に関し必要な事項について聴取することができる。

(国又は地方公共団体との協力)

第五十五条 知事は、事業者が行う個人情報 の取扱いに関し個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又はこれらの協力の求めに応ずるものとする。

第四章 香川県個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

第五十六条 この条例の規定による諮問に依りて審議を行うため、香川県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報保護の保護に関する制度の運営及び改善について、知事又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員五人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

5 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会に、専門の事項を審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

9 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

10 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

11 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の調査権限)

第五十七条 審議会は、必要があると認めるときは、第四十二条の規定により諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、開示決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報

の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができず、個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出しよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議手続の非公開)

第五十八条 審議会の行う審議の手続は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(委任)

第五十九条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(適用除外)

第六十条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報について、適用しない。

一 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計を作成するために集められた



個人情報

一 統計法第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

報

三 統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百八号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報  
四 香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）第二条に規定する統計調査によって集められた個人情報

2 第二章第三節から第七節までの規定は、次に掲げる個人情報又は保有個人情報については、適用しない。

一 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第五十三條の二第二項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報  
一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十條第一項に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報

三 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の申上があつた者に係るものに限る。）  
第六十一条 知事は、毎年一回、この条例の規定による個人情報の保護に関する状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第六十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事項において実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事項にあっては知事が定める。

第六章 罰則

第六十三条 実施機関の職員等、受託事務従事者等又は指定管理業務従事者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であつて、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第五十六条第十一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

以下の罰金に処する。

第六十七条 第六十三条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも

適用する。

第六十八条 偽りその他不正の手段により、第二十五条第一項又は第二十七条第二項の規定による保

有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第四十七条、次項、附則第三項及び附

則第九項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会の意見の聴取の特例)

2 実施機関は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、次に掲げる場合に

は、改正前の香川県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第三十八条第一項の規定により

置かれた香川県個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の意見を聴くことができる。

1 改正後の香川県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第六条第二項第六号に規定する

本人以外の者からの個人情報の収集についての認定をしようとするとき。

11 新条例第六条第四項第二号に規定する特定個人情報の収集についての認定をしようとするとき。

12 新条例第七条第七号に規定する保有個人情報の提供についての認定をしようとするとき。

3 新条例第四十七条の規定の施行の日から施行日の前日までの間における同条第一項の規定の適用

については、同項中「香川県個人情報保護審議会」とあるのは、「香川県個人情報保護条例(平成

十一年香川県条例第一号)第三十八条第一項に規定する香川県個人情報保護審議会」とする。

(処分、手続等に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第十三条の規定による開示の請求は新条例第十四条の

規定による開示の請求と、旧条例第二十一条の規定による訂正の請求は新条例第二十八条の規定に

よる訂正の請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第二十五条に規定する不服申立ては、新条例第四十二

条に規定する不服申立てとみなす。

6 この条例の施行の際現にされている旧条例第二十六条の規定による是正の申出については、なお

従前の例による。この場合において、旧条例第二十八条中「香川県個人情報保護審議会」とあるの

は、「香川県個人情報保護条例(平成十六年香川県条例第五十七号)第五十六条第一項に規定する

香川県個人情報保護審議会」とする。

7 前三項に規定するもののほか、施行日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、

新条例の相当の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(審議会に関する経過措置)

8 旧審議会は、新条例第五十六条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続

するものとする。

9 施行日の前日において旧審議会の委員である者の任期は、旧条例第三十八条第五項の規定にかか

わらず、その日に満了する。

10 旧審議会の委員又は専門委員であった者については、新条例第五十六条第十一項の規定を適用す

る。

(香川県情報公開条例の一部改正)

11 香川県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「(香川県個人情報保護条例(平成十一年香川県条例第一号)を除く。以下

この項において同じ。)」を削る。

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部改正)

12 住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例(平成十四年香川県条例第四十九号)の一部

を次のように改正する。

第二条中「香川県個人情報保護条例(平成十一年香川県条例第一号)第三十八条第一項」を「香

川県個人情報保護条例(平成十六年香川県条例第五十七号)第五十六条第一項」に改める。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県条例第五十八号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正す

る。

別表第一の一の項中「高松市」を「高松市 普通寺市」に改め、同表一の三の項、一の四の項及び

十六の二の項中「普通寺市」を「丸亀市 普通寺市」に改め、同表十七の項の次に次のように加える。

十七の二 水道法(昭和三十三年法律第七十七号。以下この項において「法」丸亀市 普通

寺市

という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三十一条の規定による確認

ロ 法第三十二条第三項の規定による変更の届出の受理

ハ 法第三十四条第一項において読み替えて準用する法第十三条第一項及び

第二十四条の三第二項の規定による届出の受理

ニ 法第三十六条第一項の規定による指示(専用水道に係るものに限る。)

ホ 法第三十六条第二項の規定による勧告(専用水道に係るものに限る。)

ヘ 法第三十六条第三項の規定による指示

ト 法第三十七条の規定による給水停止命令(専用水道及び簡易専用水道に

係るものに限る。)

チ 法第三十九条第二項及び第三項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第一の三十の項の次に次のように加える。

三十の二 計量法(平成四年法律第五十一号。以下この項において「法」とい 普通寺市

う。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第十五条第一項の規定による勧告

ロ 法第十五条第二項の規定による公表

ハ 法第十五条第三項の規定による措置命令

香川県条例第五十九号

香川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

- この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の三十三の項及び三十六の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に改正後の別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事かした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該法令の規定により知事にされている申請その他の行為で、同日以後において同表の下欄に掲げる市の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市の長かした処分その他の行為又は当該市の長にされた申請その他の行為とみなす。

附 則

別表第一の三十三の項中「及び第六十三条第三項第五号イ」を、「第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九条第三項第五号イ」に改め、同表三十六の項中「及び第六十三条第三項第六号」を「第六十三条第三項第六号及び第六十八条の六十九条第三項第六号」に改める。

<p>二十の三 農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号。以下この項において「<b>法</b>」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第四条第一項及び第五条第一項の規定による許可</p> <p>ロ 第四条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>ハ 第八十一条第一項の規定による立入調査、測量並びに物件の除去及び移転（イ及びへに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>ニ 第八十二条第三項の規定による通知及び公示</p> <p>ホ 第八十二条の規定による報告の徴収（イ及びへに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>ハ 第八十三条の規定による処分及び命令（第四条第一項又は第五</p> <p>イ 法第一項の規定に係るもの及びイの許可に係るものに限る。）</p> <p>ト 法附則第二項第一号及び第一号の規定による協議</p>	<p>三十の三 農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号。以下この項において「<b>法</b>」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第四条第一項及び第五条第一項の規定による許可</p> <p>ロ 第四条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>ハ 第八十一条第一項の規定による立入調査、測量並びに物件の除去及び移転（イ及びへに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>ニ 第八十二条第三項の規定による通知及び公示</p> <p>ホ 第八十二条の規定による報告の徴収（イ及びへに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>ハ 第八十三条の規定による処分及び命令（第四条第一項又は第五</p> <p>イ 法第一項の規定に係るもの及びイの許可に係るものに限る。）</p> <p>ト 法附則第二項第一号及び第一号の規定による協議</p>
<p>人の事業を行う者が販売する特定商品に係るものに限る。）</p> <p>ハ 第四百四十八条第一項の規定による立入検査等（特定商品の販売又は輸入の事業を行う者が販売する特定商品に係るものに限る。）</p> <p>ハ 第四百四十九条第一項の規定による提出命令（ホに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>ト 第五百五十条第一項の規定による特定物象量の表記の抹消（ホに掲げる事務に係るものに限る。）</p>	<p>人の事業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>ハ 第四百四十七条第一項の規定による報告の徴収（特定商品の販売又は輸入の事業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>ハ 第四百四十八条第一項の規定による立入検査等（特定商品の販売又は輸入の事業を行う者が販売する特定商品に係るものに限る。）</p> <p>ハ 第四百四十九条第一項の規定による提出命令（ホに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>ト 第五百五十条第一項の規定による特定物象量の表記の抹消（ホに掲げる事務に係るものに限る。）</p>

高松市

香川県男女共同参画推進条例（平成十四年香川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「この項において」を削り、「婚姻を解消した」を「に、離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、又はその婚姻が取り消された」に、「生命又は身体に危害を受けるおそれがある」を「暴力的行為を受けた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び香川県がくの処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。**

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第六十号**

**浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び香川県がくの処理等に関する条例の一部を改正する条例**

（浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第一条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年香川県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

（香川県がくの処理等に関する条例の一部改正）

第二条 香川県がくの処理等に関する条例（平成十六年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

**香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。**

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県条例第六十一号**

**香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例**

香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第二表 手数料の部 二百八十五の項の次に次のように加える。

二百八十五の二 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸貸業の許可	一件	一万九千円
--	----	-------

申請手数料

別表第二の十一の項中「一万三千九百円」を「一万五千百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十二号

香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第一条 香川県障害者施策推進協議会条例（昭和四十九年香川県条例第四十九号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「第二十七条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二条 香川県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

香川県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十三号

香川県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例

香川県地域農業改良普及センター条例（昭和三十三年香川県条例第二十六号）の一部を次のように

改正する。

第二条の表香川県中讃農業改良普及センターの項位置の欄中「坂出市」を「普通寺市」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県土木事務所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十四号

香川県土木事務所条例の一部を改正する条例

第一条 香川県土木事務所条例（平成十二年香川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表香川県坂出土木事務所の項所管区域の欄中「坂出市」を「丸亀市のうち、綾歌町岡田

上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東、綾歌町栗熊西、綾歌町栗熊東、綾歌町富熊、飯

山町上法軍寺、飯山町下法軍寺、飯山町東小川、飯山町西坂元、飯山町真時、飯山町川原及び飯山

町東坂元 坂出市」に改め、同表香川県善通寺土木事務所の項中「丸亀市」の下に「(香川県坂出土木事務所の所管区域を除く。)」を加える。

第二条 香川県土木事務所条例の一部を次のように改正する。

第二条の表香川県坂出土木事務所の項を次のように改める。

香川県中讃土木事務所	坂出市	丸亀市	坂出市	善通寺市	綾歌郡	仲多度郡
------------	-----	-----	-----	------	-----	------

第二条の表香川県善通寺土木事務所の項を削る。

附 則

この条例中第一条の規定は平成十七年三月二十二日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

### 香川県条例第六十五号

#### 香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

香川県高等学校等奨学金貸付条例(平成十四年香川県条例第四号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「又は高等専門学校」を「盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改める。

第二条第三号中「あること」の下に「又は経済的な理由により修学することが困難であり、かつ、

学業等に優れていること」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の第一条及び第二条第三号の規定は、この条例の施行の日以後に高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程の第一学年又は第一年に入学した者及びこれらの者の属する学年又は年次に転入学、編入学又は再入学をした者(以下「高等学校等に入学等をした者」という。)に対する香川県高等学校等奨学金の貸付けから適用し、同日前に高等学校等に入学等をした者に対する香川県高等学校等奨学金の貸付けについては、なお従前の例による。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十六年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第六十六号

#### 労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

一 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十二年香川県条例第九号)第一条及び第二

条第一項第六号

一 香川縣職員定数条例（昭和二十四年香川縣条例第二十九号）第一条及び第二条第一項  
 三 香川縣職員退職手当条例（昭和二十九年香川縣条例第三十八号）第二条  
 四 香川縣個人情報保護条例（平成十一年香川縣条例第一号）第二条第二号  
 五 香川縣情報公開条例（平成十二年香川縣条例第五十四号）第二条第二項  
 （証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例の一部改正）  
 第二条 証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例（昭和三十六年香川縣条例第四十二号）の一部  
 を次のように改正する。  
 第一条第十号中「第二十七条第三項」を「第二十七条の七第七項第一号」に、「県地方労働委員  
 会」を「県労働委員会」に改める。  
 附則  
 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

香川縣健康増進センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川縣知事 真 鍋 武 紀

香川縣条例第六十七号

香川縣健康増進センター条例を廃止する条例

香川縣健康増進センター条例（昭和五十一年香川縣条例第一号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（香川縣使用料、手数料条例の一部改正）

2 香川縣使用料、手数料条例（昭和二十七年香川縣条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 一 公の施設の使用中23の項を削り、24の項を23の項とし、  
 25の項から41の項までを一項ずつ繰り上げる。

香川縣議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川縣知事 真 鍋 武 紀

香川縣条例第六十八号

香川縣議会委員会条例の一部を改正する条例

香川縣議会委員会条例（昭和三十一年香川縣条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第十八条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

香川縣議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一  
 部を改正する条例をここに公布する。



平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十九号

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

の一部を改正する条例

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十七年香川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（高松市選挙区を）（高松市選挙区、丸亀市選挙区、さぬき市選挙区」に改め、同条の表丸亀市選挙区の項中「三人」を「四人」に改め、同表綾歌郡選挙区の項中「三人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年三月二十一日から施行する。

平成十六年十二月二十一日印刷発行

印刷発行所  
香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています